

平成 30 年第 1 回小城市議会定例会提案理由  
(平成 30 年 3 月 7 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 30 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 3 号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、平成 30 年 4 月 1 日からの機構改革に伴い、関係する条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、小城市地域公共交通会議条例及び小城市都市計画審議会条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 4 号 小城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険法の改正及び佐賀県市町国民健康保険広域化に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、平成 30 年度から都道府県が財政の主体となり市町村との共同運営を行うことにより、国民健康保険の財政基盤の安定化を図るため、

県から示された標準税率等を踏まえて賦課徴収を行うことで基本的には赤字が発生しない仕組みとなります。このことに伴い、県が示す標準税率等を反映した改正を行い、併せて「国民健康保険運営協議会」の名称などを改正するものでございます。

次に、議案第5号 小城市相原一郎教育振興基金条例の一部を改正する条例でございますが、小城市相原一郎教育振興基金の一部を処分し活用するために、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、基金の額を変更するものでございます。

次に、議案第6号 小城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町の被保険者とされているものが後期高齢者医療に加入した場合には、当該住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる規定を追加するものでございます。

次に、議案第7号 小城市都市公園条例の一部を改

正する条例でございますが、都市公園法施行令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、都市公園の運動施設率の参酌基準化に伴い、条例で運動施設の敷地面積に対する割合を定める規定を追加するものでございます。

次に、議案第8号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、既存の友田団地、天満町団地を廃止するため、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、廃止に伴い、友田団地、天満町団地の名称及び位置を削除するものでございます。

次に、議案第9号 小城市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、診療科目に整形外科を追加するために、条例を改正するものでございます。

次に、議案第10号 財産の交換についてでございますが、市有地との交換により、小城市牛津運動公園の土地の一部の借地を取得するにあたり、交換差額が条例に定める額を超えるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、小城市牛津運動公園の一部に

存在する相手方の土地（531.34 m<sup>2</sup>）と、その相手方の敷地に隣接する市有地（244 m<sup>2</sup>）とを金銭を補足して交換し、小城市牛津運動公園の借地を取得するものでございます。

次に、議案第 11 号 土地改良事業の施行についてでございますが、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施行の内容でございますが、佐賀市多久市小城市武雄市大町町江北町白石町営基幹水利施設管理事業佐賀西部地区に係る維持管理の計画の概要を定め、土地改良事業を施行するものでございます。

次に、議案第 12 号 土地改良事業の施行についてでございますが、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施行の内容でございますが、佐賀市小城市営基幹水利施設管理事業佐賀西部高域地区に係る維持管理の計画の概要を定め、土地改良事業を施行するものでございます。

次に、議案第 13 号 小城市道路線の認定についてでございますが、本議案の牛津団地線につきましては、市営牛津団地の整備により道路を新設したので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるもの

でございます。

次に、議案第 14 号 小城市道路線の変更についてでございますが、本議案の天満町南部住宅線につきましても、市営住宅天満町団地の廃止に伴い、終点の変更が生じたため、市道区域の変更を行う必要があるため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 15 号 小城市道路線の廃止についてでございますが、本議案の天満町南部住宅支線 1 号線、友田住宅 1 号線、友田住宅 2 号線及び友田住宅 3 号線の 4 路線につきましても、市営住宅天満町団地及び友田団地の廃止に伴い、市道を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 16 号 平成 29 年度小城市一般会計補正予算（第 7 号）は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 3,885 万 1 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 217 億 9,011 万 8 千円とするものでございます。

第2表 継続費補正は、「小学校空調設備整備事業」、「中学校空調設備整備事業」の2事業を追加し、「農業振興地域整備事業」から「牛津小学校施設大規模改造事業」までの3事業について、経費の総額、期間、年割額を変更するものでございます。

第3表 繰越明許費は、「住民基本台帳事務」から「道路橋りょう災害復旧事業」までの14事業について、それぞれの事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第4表 債務負担行為補正は、「牛津出張所家賃・共益費」を追加し、「一般廃棄物搬送等委託料」、「小中学校電話機器等賃借料（牛津中学校）」の2件について、それぞれの限度額を変更するものでございます。

第5表 地方債補正は、「漁業経営構造改善事業（一般補助施設整備等事業債）」から「小中学校空調設備整備事業（合併特例債）」までの3事業を追加し、「多久・小城地区広域クリーンセンター整備事業（合併特例債）」から「消防施設整備事業（緊急防災・減災事業債）」までの4事業の借入限度額を変更するとともに、「農地及び農業用施設災害復旧費」を廃止するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費では、事業費が毎年増額しております「介護給付費・訓練等給付費支給事業」の費用や保険税軽減額の増に伴う国民健康保険特別会計への繰出金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、県営事業の農業競争力強化基盤整備事業の各地区分負担金やカキ殻系状体培養所建設費の補助費用などを計上しております。

第 8 款 土木費では、県営事業の急傾斜地崩壊防止事業の負担金などを計上しております。

第 10 款 教育費では、小中学校に空調設備を設置する費用や牛津小学校の大規模改造の費用などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、市債のほか、市税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入を計上し、目的基金からの繰り入れや財源調整として財政調整基金繰入金を減額計上するものでございます。

次に、議案第 17 号 平成 29 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 64 万 5 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 746 万 9 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、

原田地区配水施設整備事業の工事請負費を減額し、予備費を追加するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 18 号 平成 29 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 4,744 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,668 万 4 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター設備工事の総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費は、小城処理区の事業費について、事業が年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しするものでございます。

第 4 表 地方債補正は、公共下水道事業及び市営浄化槽事業の事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、実績に応じて事業費及び施設管理費、公債費の減額を行うものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料、諸収入を実績により追加し、下水道分担金及び負担金、県支出金、



繰入金及び市債を減額するものでございます。

次に、議案第19号 平成29年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ8,665万4千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,197万7千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、後期高齢者支援金、介護納付金等を減額し、諸支出金を追加するものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金を減額し、前期高齢者交付金、県支出金等を増額するものでございます。

次に、議案第20号 平成29年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ1,410万5千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,327万2千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額し、後期高齢者医療保険料を増額するものでございます。

次に、議案第21号 平成29年度小城市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の既定予算の総額にそれぞれ558万4千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ2億9,548万1千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出では、委託料、動力費、通信運搬費などの減額、また、資産の確定に伴います減価償却費の増額、消費税及び地方消費税の増額でございます。予備費の増額は、収支の調整のためのものでございます。

収益的収入では、給水工事申請の増加に伴う手数料、加入金等の増額でございます。

次に、議案第22号 平成29年度小城市病院事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入では、補正後の予算の総額を13億1,035万6千円、収益的支出の補正後の予算の総額を13億1,307万4千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的支出では、診療材料等の材料費と減価償却費を、収益的収入では、減価償却費の減額に伴い長期前受金戻入等を補正するものでございます。

資本的収入では、平成29年1月と5月の機器の更新に対して国保特別調整交付金等が措置される見込みとなりましたので、補正するものでございます。

次に、平成 30 年度当初予算について御説明申し上げます。

まず、議案第 23 号 平成 30 年度小城市一般会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 216 億 1,207 万 4 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、3.9%、8 億 317 万 9 千円の増となっております。

第 2 表 継続費は、「固定資産評価替業務委託事業」について、経費の総額、期間、年割額を定めるものでございます。

第 3 表 債務負担行為は、「小城・牛津共乾施設建設に伴う運営費補助金」の期間、限度額を定めるものでございます。

第 4 表 地方債は、「保育所等施設整備事業（合併特例債）」から「臨時財政対策」までの 10 件について、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 15 億円と定めるものでございます。

次に、新たに取り組むものなどの主な歳出から御説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費では、旧芦刈庁舎跡地周辺の駐車場や通路を整備する「市有財産等管理事業」、乳幼児を持つ母親が子どもと一緒に出勤できるオフィスを

整備・運営する「子育てオフィス実証事業」の費用などを計上しております。

第3款 民生費では、4月から市直営で運営する「地域包括支援センター運営事業」、資格要件等を緩和し訪問介護・通所介護のサービスを実施する「介護予防・生活支援サービス事業」、私立保育園等の保育士業務支援システムの導入を補助する費用などを計上しております。

第4款 衛生費では、小城市民病院と多久市立病院との統合を前提とした建設候補地の選定を調査し、統合の可否を協議、判断する「公立病院統合検討事業」、小城市と多久市で可燃ごみ焼却施設建設を進めている「天山地区共同環境組合事業（建設）」の費用などを計上しております。

第6款 農林水産業費では、引き続き実施している暗渠排水工事の「基盤整備促進事業」や農業用用水路を整備する「農業基盤整備促進事業」、林道橋りょうの点検診断結果に基づき補修する「林道維持補修事業」の費用などを計上しております。

第7款 商工費では、官民が連携したイベントを展開する「地域観光資源活用空間創出事業」、外国人観光客の受け入れ態勢を整える「インバウンド対策事業」の費用などを計上しております。

第8款 土木費では、まちなか市民交流プラザの駐車場を拡張する「まちなか市民交流プラザ整備事業」、

牛津赤れんが館周辺の「牛津まちなかにぎわい広場整備事業」、牛津駅周辺の自由通路駅南広場を整備する「牛津駅周辺整備事業」、PPP/PFI事業を活用した子育て支援集合住宅整備の可能性を調査する費用、下町交差点付近の中川都市下水路排水対策に着手する費用などを計上しております。

第9款 消防費では、全国瞬時警報システムを新型受信機に更新する「国民保護対策事業」などの費用を計上しております。

第10款 教育費では、牛津ルーテルこども園の移転・増改築に伴い第3款の民生費にも計上しております。「保育所等整備補助事業」と「認定こども園施設整備事業」の費用、学校給食センターの調理、配送等の業務を民間委託する費用などを計上しております。

引き続き、歳入について御説明申し上げます。

市税は、市民税や軽自動車税を増収と見込んでおりますが、固定資産税とたばこ税が減収と見込まれ市税全体で減収と見込んでおります。

次に、地方交付税及び市債の臨時財政対策債は、国の地方財政計画を考慮した見込額を計上し、臨時財政対策債を除く市債や分担金及び負担金、国・県支出金などは、それぞれ事業に伴う財源として計上しております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度から5億円

増の 20 億円と見込み、その他の収入は、地方財政計画やこれまでの実績などから見込額を計上しておりますが、これらだけでは財源不足が生じることから、財政調整基金に加え、公債費の繰上償還の財源として減債基金からの繰入れにより予算を調整しております。

次に、特別会計予算の議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第 24 号 平成 30 年度小城市簡易水道特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 3,024 万 5 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、272.8%、2,213 万 1 千円の増となっております。

主な内容でございますが、4 箇所施設の施設により、山間部集落 6 地区 102 戸に飲料水を供給する事業運営にかかる予算となっております。また、原田地区配水施設整備事業の工事請負費及び工事のための公営企業債の借入れ金を計上しております。

次に、議案第 25 号 平成 30 年度小城市下水道特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 24 億 9,801 万 1 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、7.7%、1 億 7,909 万円の増となっております。

第2表 継続費は、三日月浄化センター建設工事について、平成30年度から平成31年度までの2年間の総額と年割額を定めるものでございます。

第3表 地方債は、公共下水道事業、農業集落排水事業、市営浄化槽事業並びに公営企業会計適用の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を6億円と定めるものでございます。

続きまして、主な事業内容について御説明申し上げます。

まず、農業集落排水事業につきましては、織島、砥川処理区において、施設の機能強化対策事業費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

公共下水道事業については、三日月浄化センターの増設工事費、三日月、芦刈、牛津、小城処理区の<sup>かんきよ</sup>管渠工事費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

また、下水道事業等公営企業会計移行事務のための事業費を計上しております。

次に、議案第26号 平成30年度小城市国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ48億3,639万1千円でございます。国民健康保険制度改正により、平成30年度から国民健康保険特別会計の費目が変更となっております。前年度の当初予算と比較しますとマイナス18.9%、11億2,767万7千円の減となっております。

ります。

歳出では、保険給付費が 72.7%、国民健康保険事業費納付金が 25.7%となっております。

歳入の主なものの構成比は、国民健康保険税が 19.5%、県支出金が 74.8%となっております。

次に、議案第 27 号 平成 30 年度 小城市後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4,243 万 9 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、8.2%、4,096 万 2 千円の増となっております。

主な内容でございますが、後期高齢者医療制度見直しによる保険料の増額でございます。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料の増額でございます。

次に、企業会計予算について御説明申し上げます。

まず、議案第 28 号 平成 30 年度小城市水道事業会計予算ですが、収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、固定資産の減価償却費など総額 2 億 9,025 万 2 千円を計上しております。収益的収入につきましては、給水収益、受取利息など総額 2 億 9,025 万 2 千円を計上いたしております。



次に、資本的収入につきましては、工事負担金 100 万円を計上し、資本的支出につきましては配水管布設替え等の建設改良費、起債の償還金など 9,006 万 8 千円を計上しております。

次に、議案第 29 号 平成 30 年度小城市病院事業会計予算ですが、予算総額としては、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ 13 億 3,171 万 9 千円と予定しています。前年度当初予算と比較しますと、1.8%、2,339 万円の増となっております。

収入の内訳でございますが、入院収益 7 億 1,540 万円、外来収益 3 億 7,088 万円などの医業収益 12 億 507 万 4 千円、他会計負担金など医業外収益 1 億 2,664 万 5 千円を見込んでおります。

次に、支出の内訳でございますが、職員給与費 8 億 7,741 万 9 千円や薬品等の材料費 1 億 4,126 万 2 千円などの医業費用 13 億 1,803 万 9 千円、企業債の支払利息 478 万円や消費税及び地方消費税 400 万円などの医業外費用 1,268 万円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入では、企業債の元金に係る一般会計負担金 1,156 万 8 千円、医療機器整備のための出資金 1,216 万円など計 2,372 万 9 千円を計上しております。

次に、支出では、器具除染用洗浄機や電動ベッドなど、医療用機器の購入のための建設改良費 2,432 万 1

千円や企業債元金に係る償還金 1,735 万 3 千円など計 4,267 万 4 千円を計上いたしております。なお、資本的収入で不足する額 1,894 万 5 千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

次に、議案第 30 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の久本行則（ひさもとゆきのり）氏が平成 30 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として白木原佳子（しらきはらよしこ）氏を任命するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。